

後期高齢者医療保険料の変更

後期高齢者医療制度では、医療費の動向等を踏まえ、2年ごとに保険料を見直しています。今年度は保険料見直しの年にあたり、均等割額、所得割額が変更され、保険料が引き上げられています。

●令和2・3年度の後期高齢者医療保険料の変更(引き上げ)

年間保険料 (限度額64万円)	=	均等割額	+	所得割額
		55,100円 (昨年度: 50,500円)		(令和元年の所得額-33万円) ×10.38% (昨年度: 9.57%)

※段階別軽減後の均等割額

世帯内の被保険者と世帯主の所得合計額	軽減割合		軽減後の均等割額 (令和2年度)
	令和元年度	令和2年度	
33万円以下	8.5割	7.75割	12,300円 (昨年度7,500円)
33万円以下 (世帯内の被保険者全員が年金収入80万以下で他の収入無し)	8割	7割	16,500円 (昨年度10,100円)
33万円 + (28.5万円×被保険者数)以下	5割	5割	27,500円 (昨年度25,200円)
33万円 + (52万円×被保険者数)以下	2割	2割	44,000円 (昨年度40,400円)

また、昨年度に引き続き、今年度も均等割額の軽減割合について段階的な見直しが行われています。後期高齢者医療制度の開始からこれまで、所得の少ない被保険者の均等割額については、

9割または8・5割軽減した金額が賦課されてきました。令和元年度からこれらが見直され、本来の軽減割合である「7割軽減」へと段階的に変更が行われています。今年度は、昨年度8・5割軽減の方が7・75割軽減へ、8割軽減の方が7割軽減へ変更となり、保険料が引き上げられます。

65歳以上の皆さんにご負担いただく介護保険料は、原則3年に1度見直しが行われます。令和2年度は保険料の見直しはありませんが、消費税率引き上げに伴う社会保障の充実により、介護保険法が改正され、令和元年度に引き続き令和2年度も第1段階、第3段階に該当する方の保険料が軽減されることとなりました。なお、第4段階以降の方については今年度保険料の変更はありません。また、今回送付しております介護保険料の納入通知書(令和2年度)に記載されている保険料額は軽減後の金額となります。

一定の条件に該当する方の介護保険料が減額になります

●上記①～③に該当する方の年間保険料額と軽減額(昨年度との比較)

	令和元年度	令和2年度	軽減額
①(第1段階)	25,400円	20,300円	5,100円
②(第2段階)	42,300円	33,800円	8,500円
③(第3段階)	49,100円	47,400円	1,700円

本人の合計所得金額120万円以下の方(第2段階)
③世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額120万円を超え、本人が120万円を超える方(第3段階)

■対象者
介護保険料減額対象者は次の①～③に該当する方です。
①生活保護受給者または世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額+年金収入額が80万円以下の方(第1段階)
②世帯全員が市民税非課税で、

■問合せ 税務課課税係 TEL 72-1111(内線155)

あなたのお住まい安全ですか!?

がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼす恐れのある土地に建っている危険住宅を安全な場所に移転を促進するため、国と県及び地方公共団体が移転者に危険住宅の除却等に要する経費と新たに建設または購入する住宅に要する経

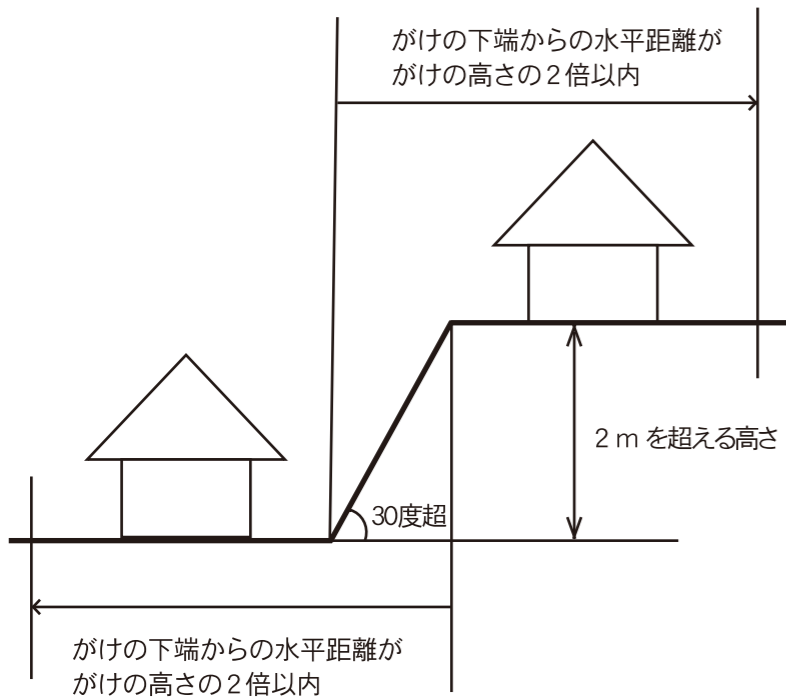
費に補助金を交付します。

■対象

対象となるのは、原則、次のいずれかに該当する住宅(現に居住している住宅)です。
①高さ2m以上のがけの下端(上端)からがけの高さの2倍

■補助金の限度額

②県の指定した急傾斜地崩壊危険区域、または土砂災害特別警戒区域に指定された際、その区域に建っていた住宅
以内(建っている住宅)で、昭和46年8月31日以前に建築されたもの



経費の区分	補助対象経費	補助金の限度額(1戸当たり)
除却等費	危険住宅の除却等に要する経費	97万5千円
建物助成費	危険住宅に代わる住宅の建設または購入(これに必要な土地の取得及び敷地造成を含む)をするために要する資金を金融機関その他の機関から借り入れた場合において、当該借入金利子(年利率8.5%を限度とする)に相当する額	731万8千円 (建物: 465万円 土地: 206万円 造成: 60万8千円)

■問合せ TEL 72-1111(内線32)

ホテルへGO!(Go To 枕崎キャンペーン事業)

市内に宿泊された方の宿泊料の一部を割引し、さらに、市内ホテルや飲食店で利用できるグルメ宿泊クーポン券をプレゼントする事業を開催中です。市民の皆さんもぜひこの機会に市内のホテルに宿泊し、枕崎のグルメを堪能しませんか。地元で非日常・旅行気分を味わいましょう!

【期間】

8月1日(土)～9月30日(水)

【キャンペーン内容(上限1人10泊)】

宿泊料 1人1泊あたり2,000円割引

グルメ宿泊クーポン券 1人1泊あたり1,000円分プレゼント

【利用方法】

直接宿泊施設へご予約の上、宿泊する際に利用承諾書をご記入ください。

詳しい内容は、市HPをご確認ください。

【問合せ】

水産商工課観光交流係 TEL72-1111(内線462)